

老朽危険空き家除却支援事業補助金

令和8年度事業期間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進するため、市内にある老朽危険空き家の除却を行う方を対象に、補助金を交付しています。

【対象地域】 次のいずれかの地域に所在していること

- 「佐伯地域」「吉和地域」「宮島地域」若しくは「廿日市地域・大野地域の市街化区域外」・・・①
- 「廿日市地域・大野地域の市街化区域内」にあつて、跡地活用が困難な立地（道路に面していないなど）・・・②

【対象】 次のすべてに該当する **空き家**

- 住宅地区改良法の規定による不良住宅
- 倒壊等により保安上危険のおそれがある特定空家等（空家法による勧告を受けたものを除く）
- 個人が所有しており、今後も居住の見込みがないもの
- 戸建て住宅、長屋、併用住宅（居住部分 1/2 以上）

【対象者】 次のいずれかに該当する方（個人に限る）

- 対象建物の所有者
- 対象建物の所有者が亡くなっている場合は相続人
- 対象建物の土地の所有者又は相続人で、建物所有者又は相続人から同意を得た人

※所有者とは、登記事項証明書に所有者として記載されている方
未登記の場合は、固定資産（補充）課税台帳に所有者として記載されている方

【補助金の額】

補助対象経費のうち、以下の金額とする。

※補助対象経費：対象空き家全部の除却工事にかかる費用の 8/10 の額（消費税を除く）

対象地域	補助率	補助上限額
上記対象地域のうち①	1/3	50万円
上記対象地域のうち②	1/3	70万円

【注意事項】

本事業は、事前調査により老朽危険空き家（不良住宅かつ特定空家等）の判定を受けた空き家が対象となります。
事前調査を希望する方は、事前調査申請書に必要な書類を添付し、提出してください。

申請手続きの流れ

重要！

①事前調査申請書の提出

必ず、申請書提出前に事前調査が必要です。
必要な書類とあわせて市に提出して下さい。

予算には限りがあり、
先着順となります

市が事前調査を行います
(1～2週間程度)

②事前調査結果通知書交付

事前調査の結果、対象となる場合は交付申請書を提出してください。

③補助金交付申請書の提出

必要な書類とあわせて市に提出して下さい。

市が書類を審査します
(1～2週間程度)

④交付決定

決定通知書を交付されたら、業者等へ依頼して下さい。

⑤実績報告書の提出

補助対象事業の完了後、**20日以内又は令和9年2月末日のいずれか早い日までに**、実績報告書と必要な書類を提出します。

⑥補助金額確定

市から補助金の交付確定通知書が送付されます。

重要！

⑦請求書の提出

確定通知書を交付されたら、**令和9年3月31日までに**請求書を市に提出します。

市が入金準備をします
(1ヵ月程度)

⑧補助金の入金

申請者の口座に補助金が振り込まれます。

老朽危険空き家除却支援事業補助金の申請における必要書類リスト

① 事前調査申請書提出時

- 1.対象建物の所有者が確認できる書類
- 2.対象建物がある土地の所有者が確認できる書類
- 3.申請者が所有者、相続人又は敷地の所有者等であることが確認できる書類
- 4.付近見取り図及び現況写真
- 5.その他市長が必要と認める書類

② 交付申請書提出時

- 1.除却工事実施計画書
- 2.補助対象工事見積書の写し
- 3.建設業の許可又は解体工事業者の登録が確認できる書類
- 4.建物平面図及び求積図
- 5.跡地の管理に関する誓約書
- 6.その他市長が必要と認める書類
- 7.第3条の第1項第3号、第2項、第3項に該当する場合はそれぞれに必要な書類

③ 実績報告書提出時

- 1.補助対象工事の請負契約書等の写し
- 2.請求書又は領収書の写し（当該工事実施者が発行したもの）
- 3.状況写真（実施前、実施後、実施内容が確認できるもの）
- 4.除却工事を行ったものの工事完了証明書
- 5.建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第10条第1項の規定による届出の写し
- 6.廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3の産業廃棄物管理票E票の写し
- 7.その他市長が必要と認める書類